

手話は、ろう者にとって命であり、大切な言語文化である。

言語は、すべての人にとって、お互いの考えや気持ちを伝え合い理解を深めていく手段として、社会で生きていくために欠かせないものである。

手話は、音声言語と異なる文法の体系と豊かな語彙を持ち、手や指、身体の動きや表情等により、使う者の意思や感情を表現する言語である。

明治13年にイタリア・ミラノにおけるろう教育に関する国際会議において、口話法の優位が宣言されて以来、手話での教育は排除されてきた。このため、平成22年のカナダ・バンクーバーにおける同会議で手話での教育が認められるまでの130年間、手話による教育を享受できなかった。そのため、手話を必要とする者は、日常生活、社会生活の中で不便や不安を感じながら生活してきた。しかしながら、そういった環境の中でも、ろう者は、学校や交通等の社会資源の変化、発展により集団を形成し、お互いの気持ちを理解し合い、心豊かな日常生活を営むために必要不可欠なものとして、手話を長年にわたり大切に育んできた。

このような歴史的背景の中で、手話は、平成18年に国際連合で採択された障害者の権利に関する条約で言語であると明記され、平成23年に改正された障害者基本法に手話は言語であると位置付けられたものの、未だ手話言語に対する認識や理解が十分に深まっているとは言えないことから、手話は言語であることを広く普及していく必要がある。

ここに私たち市民等は、手話は言語であるという認識に基づき、手話に対する理解、普及に努めることにより、障がいの有無に関わらず、いつでもどこでも誰とでもどんな時でも手話でつながるまちを目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進に関し、基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、手話に対する理解の促進に係る施策の推進について定めることにより、誰もが安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内において事業を行う法人その他の団体をいう。
- (2) 聴覚障がい者関係団体 聴覚障がい者を構成員とする当事者の団体、手話及び要約筆記の学習者と聴覚障がい者が交流するサークル並びに手話の普及やコミュニケーション支援を行う団体その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 手話は言語であり、手話を必要とする者が手話を言語として意思疎通を図る権利を有するとの認識のもと、手話への理解の促進及び普及を図り、全ての市民等が相互に人格と個性を尊重し合うことを基本理念とする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話を必要とする者が手話を使用しやすい環境を整備するとともに、手話への理解の促進及び普及等に関する施策（以下「手話普及促進等施策」という。）を推進するものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、手話への理解を深めるとともに、市が実施する手話普及促進等施策に協力するよう努めるものとする。

(県との連携及び協力)

第6条 市は、手話普及促進等施策を推進するに当たっては、千葉県と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、次に掲げる施策を総合的に推進するものとする。

- (1) 市民等が手話を学習する機会を確保するための施策
- (2) 市民等が手話による意思疎通を行うことができる環境及び手話に関する情報を得やすい環境を整備する施策
- (3) 手話による意思疎通を支援する市民等の養成及び拡充を図る施策
- (4) 災害時における手話による情報を得やすい環境を整備する施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号の施策の見直しに当たっては、聴覚障がい者関係団体から意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、前条第1項各号に掲げる施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。